

# 山田悦子さんの講義 ― 裁判員制度と冤罪事件について

心理学部 心理学科 志水 紀代子

今年度は裁判員制度がスタートしたこともあり、また足利事件の菅谷和さんの冤罪事件が衝撃的だったこともあって、司法に関する情報量が多く、受講生一人一人が自分が裁判員になったらどうだろう？と考えるところがあり、「自分で考え判断する」ことの重さを身近に実感していたことが、レポートから見て取れた。

また、死刑制度が存置されている日本の状況をEUと比較することによって、それが世界の中で決して多数派ではないことを知り、ショックを受けたようである。

改めてこのような日本の状況を見つめなおしていた折に、甲山冤罪事件の被害者―山田悦子さんに「裁判員制度と冤罪事件について」の特別講義をお願いすることが出来た。体験者自らが語る生々しい人権侵害の状況は、受講生に、改めて民主主義の根本原則を考えさせることになった。

例年そうであるが、「コペルニクス的転回」ともいうべき180度の視点の転回を味わってもらうのが、そもそも女性学の講義の目的である。毎時間、彼らに身近な事例を応用問題として取り上げつつ、発想の転換を促し、授業の終盤で、彼女がちょうど学生と同じ年齢だった頃に体験した甲山冤罪事件を話してもらっているが、実体験したひとの生身の講演は、何よりも学生たちの心に届く。

前期、後期とも、講演の途中で、受講生から質問紙を出してもらい、それに答えてもらっているが、授業の最後に受講生全員が講演についての感想文を提出し、後日それを読んだ山田さんから受講生全員にメッセージが届けられた。

ただ、今年の後期授業は、授業中の私語が多く、注意する回数が多かった。講演者の話の途中でそうしたことが見られ、後でお説教することになって、いささか情けなかったのだったが、ほとんどの学生が、ペーパーを出すとき、山田さんに「ありがとうございます」と挨拶していたことは、大事にしたいと思った。

## ■山田悦子さんの「裁判員制度と冤罪事件について」の特別講義

女性学A 平成21年6月29日(月)4時間目

女性学B 平成21年12月21日(月)4時間目



写真1：前期の受講風景



写真2：後期の講義をする山田悦子さん